

松阪市飯高総合開発センター条例

改正後	改正前																																																	
<p>(使用料の減免)</p> <p><b>第7条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p> <p><b>別表（第6条関係）</b> 松阪市飯高総合開発センター各室別使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>使用時間帯</th> <th>使用料（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大集会室</td> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後10時まで</td> <td>3,870</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">老人娯楽室A</td> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後10時まで</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">" B</td> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>820</td> </tr> </tbody> </table>	室名	使用時間帯	使用料（円）	大集会室	午前9時から午後1時まで	3,150	午後1時から午後5時まで	3,150	午後5時から午後10時まで	3,870	老人娯楽室A	午前9時から午後1時まで	820	午後1時から午後5時まで	820	午後5時から午後10時まで	820	" B	午前9時から午後1時まで	820	午後1時から午後5時まで	820	<p>(使用料の免除)</p> <p><b>第7条</b> 市長は、公益上特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p><b>別表（第6条関係）</b> 松阪市飯高総合開発センター各室別使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>規模</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>大集会室</td> <td style="text-align: center;">314.5</td> <td style="text-align: center;">3,300</td> </tr> <tr> <td>老人娯楽室A</td> <td style="text-align: center;">32.2</td> <td style="text-align: center;">1,100</td> </tr> <tr> <td>" B</td> <td style="text-align: center;">37.2</td> <td style="text-align: center;">1,100</td> </tr> <tr> <td>和室談話室</td> <td style="text-align: center;">25.2</td> <td style="text-align: center;">1,100</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td style="text-align: center;">31.2</td> <td style="text-align: center;">1,100</td> </tr> <tr> <td>2階会議室</td> <td style="text-align: center;">32.2</td> <td style="text-align: center;">1,100</td> </tr> <tr> <td>研修兼娯楽室B</td> <td style="text-align: center;">31.2</td> <td style="text-align: center;">1,100</td> </tr> </tbody> </table>	室名	規模	使用料		m <sup>2</sup>	円	大集会室	314.5	3,300	老人娯楽室A	32.2	1,100	" B	37.2	1,100	和室談話室	25.2	1,100	調理実習室	31.2	1,100	2階会議室	32.2	1,100	研修兼娯楽室B	31.2	1,100
室名	使用時間帯	使用料（円）																																																
大集会室	午前9時から午後1時まで	3,150																																																
	午後1時から午後5時まで	3,150																																																
	午後5時から午後10時まで	3,870																																																
老人娯楽室A	午前9時から午後1時まで	820																																																
	午後1時から午後5時まで	820																																																
	午後5時から午後10時まで	820																																																
" B	午前9時から午後1時まで	820																																																
	午後1時から午後5時まで	820																																																
室名	規模	使用料																																																
	m <sup>2</sup>	円																																																
大集会室	314.5	3,300																																																
老人娯楽室A	32.2	1,100																																																
" B	37.2	1,100																																																
和室談話室	25.2	1,100																																																
調理実習室	31.2	1,100																																																
2階会議室	32.2	1,100																																																
研修兼娯楽室B	31.2	1,100																																																

改正後			改正前		
	午後5時から午後10時まで	820	” C	31.2	1,100
和室談話室	午前9時から午後1時まで	820	” D	32.1	1,100
	午後1時から午後5時まで	820	研修室A	26.0	1,100
	午後5時から午後10時まで	820	生活相談室	16.4	550
			農事相談室	15.6	550
調理実習室	午前9時から午後1時まで	820			
	午後1時から午後5時まで	820			
	午後5時から午後10時まで	820			
2階会議室	午前9時から午後1時まで	820			
	午後1時から午後5時まで	820			
	午後5時から午後10時まで	820			
研修兼娯楽室B	午前9時から午後1時まで	820			
	午後1時から午後5時まで	820			
	午後5時から午後10時まで	820			
” C	午前9時から午後1時まで	820			
	午後1時から午後5時まで	820			
	午後5時から午後10時まで	820			
” D	午前9時から午後1時まで	820			
	午後1時から午後5時まで	820			

改正後			改正前		
	午後5時から午後10時まで	820			
研修室A	午前9時から午後1時まで	820			
	午後1時から午後5時まで	820			
	午後5時から午後10時まで	820			
生活相談室	午前9時から午後1時まで	430			
	午後1時から午後5時まで	430			
	午後5時から午後10時まで	470			
備考 6月1日から9月30日までの間は、「午後5時から午後10時まで」の使用時間の区分は「午後5時から午後10時30分まで」とする。			備考 催し物などの実施回ごとに1回とする。この場合において、実施回数でないものは、4時間をもって1回とする。		